

鏡石町農業委員会だより

No. 39

平成26年10月16日

発行 鏡石町農業委員会

(広報委員会)

TEL 62-2146

あやめ



実りの秋到来!!

～整備された大規格水田で効率よく稲刈りが行われています～



《←辺100m、大型コンバインで効率よく行われる稲刈り》

成田地区ほ場整備がほぼ完了



《大規格水田でたわわに実る稲》

主な内容

会長等あいさつ	2
委員会の構成等	3
研修会の報告	4
消費者の声	6
お知らせ	7
委員会活動(農地パトロール)	8

会長あいさつ



町民の皆様には、ますますご健勝のことと喜び申し上げます。また、農家の皆様には、毎日の農作業大変お疲れ様です。

今年7月に農業委員の改選が行われ、選挙委員8名、選任委員5名の13名体制により新たなスタートとなりました。

さる7月22日に行われた農業委員会臨時会において、委員各位のご推薦を賜り、再度会長に就任いたしました。改めてその責務の重大さに身の引き締まる思いです。

未曾有の被害をもたらした多くの人々を悲しみに陥れた東日本大震災・東京電力第一原発事故から早くも3年半が経過しました。震災被害の復旧・復興はほぼ目途がついてきましたが、原発事故による

菊地 榮助

放射能の問題は、未だに先が見えず、風評による農産物価格の低迷など深刻な状況にあります。

さらに、農業従事者や担い手の減少・高齢化による規模縮小や耕作放棄地の拡大、さらには、実りの秋を迎え、収穫作業が進んでいる中で米価の下落など農業を取り巻く情勢はますます厳しくなっております。

このような中、私たち農業委員は、「新1・1・1」運動（一人の農業委員が一月に一人以上の農家を訪問し、農家の相談や考えを聞く運動）を通し、農地の利用集積の促進、耕作放棄地の解消、担い手の育成・確保など、本町農業の振興と確立のため農業委員会一丸となって取り組んで参ります

町農政行政や関係機関のご助言と農業者の皆さま方のご指導とご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

職務代理者

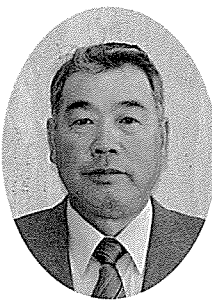
鈴木 三代治(再)

農政部会



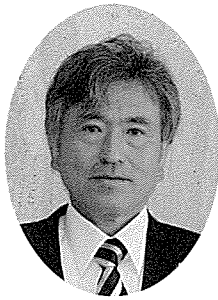
添田 孝夫(再)

農政部会長



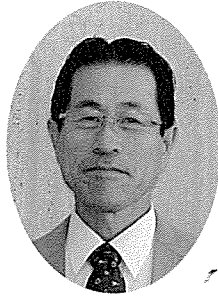
飛澤 良男(再)

農地部会長



林 実(再)

農地部会(広報委員長)



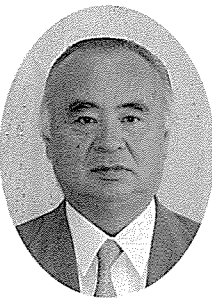
藤島 正吉(改良区推薦)

農政部会(広報副委員長)



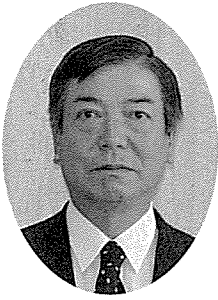
仲沼 義春(議会推薦)

農地部会



小林 政次(議会推薦)

農政部会(広報委員)



須田 重三(共済推薦)

農政部会



根本 正孝(JA推薦)

農地部会



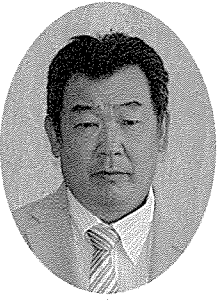
稲田 孝(新)

農政部会(広報委員)



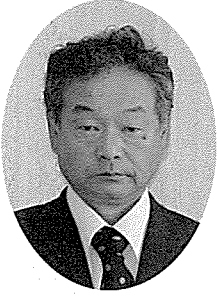
込山 一信(新)

農政部会(広報委員)



根本 武治(新)

農地部会(広報委員)



担当地区の割り当て

担当委員	担当地区(支部)
菊地 榮助	久来石1・2
須田 重三	久来石3・4
飛澤 良男	笠石1
藤島 正吉	笠石2・3
林 実	笠石南町・堀米
仲沼 義春	仁井田・鏡石・牛池
稲田 孝	鏡田1・2
小林 政次	深内・蒲之沢
込山 一信	高久田1・2
添田 孝夫	成田1・北原
根本 正孝	成田2・3・4
根本 武治	成田5・6
鈴木 三代治	豊郷1・2・3・俵井

農業委員の役割

農業委員会は、農業者の利益代表機関として法令業務以外にも、農地の確保・有効利用と担い手の確保・育成を中心に地域農業を振興するために様々な活動を行っています。

- ① 農地パトロールの実施
遊休農地や無断転用の発生防止・解消対策
- ② 農地の利用調整
担い手への農地利用調整やあっせん活動
- ③ 認定農業者制度の推進
認定農業者の掘り起こしや日常の相談活動
- ④ 農業者年金の加入推進
関係機関と連携し、制度の啓発や加入推進
- ⑤ 情報・広報活動
全国農業新聞の普及や広報による情報提供活の強化

役員就任挨拶

職務代理人

鈴木 三代治(再)

農政部会

実りの秋を迎え皆様には、ますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年7月の農業委員統一選挙において再選させていただき、農業委員会臨時会で職務代理人に選任されました。その職責の重さを感じているところです。

今の農業情勢は、後継者不足による農家の高齢化、原発事故による風評被害、TPP参加により安価な農産物輸入の懸念など、厳しいものがあります。

中でも農業者の高齢化による担い手不足により、遊休農地の増加が今後の大きな問題になるかと思われま

す。また、農業所得の向上に向けては、品質の良い農産物を生産するのが基本ですが、六次化であるとか、直

販比率を高めることも大事な事です。

このような問題に我々農業委員会は、会長を中心として町農業が発展できるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも皆様方のご指導とご協力を、よろしくお願いいたします。

農政部会長

添田 孝夫(再)

この度の農業委員改選に伴い農政部会長に就任いたしました。よろしく申し上げます。

先におきた東日本大震災から3年8ヶ月が過ぎましたが、被災地の復旧もまだ終わらず、また、東京電力第一原子力発電所の事故に伴い農産物の風評被害も収束しておりません。

農業委員会では、厳しい農業情勢の中、会長を中心として農業の発展のため各行政機関の協力とご助言を得、また、皆様方のご指導とご協力を、宜しく申し上げます。

農地部会長

飛澤 良男(再)

今年7月の農業委員の改選で再選していただき、この度農地部会長に選任され、その責任の重大さを改めて感じております。

農業経営者の高齢化や後継者不足、さらには原発事故に伴う風評被害など農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、私を含め農家の皆さんは安全安心な農産物供給のため、日々努力されております。

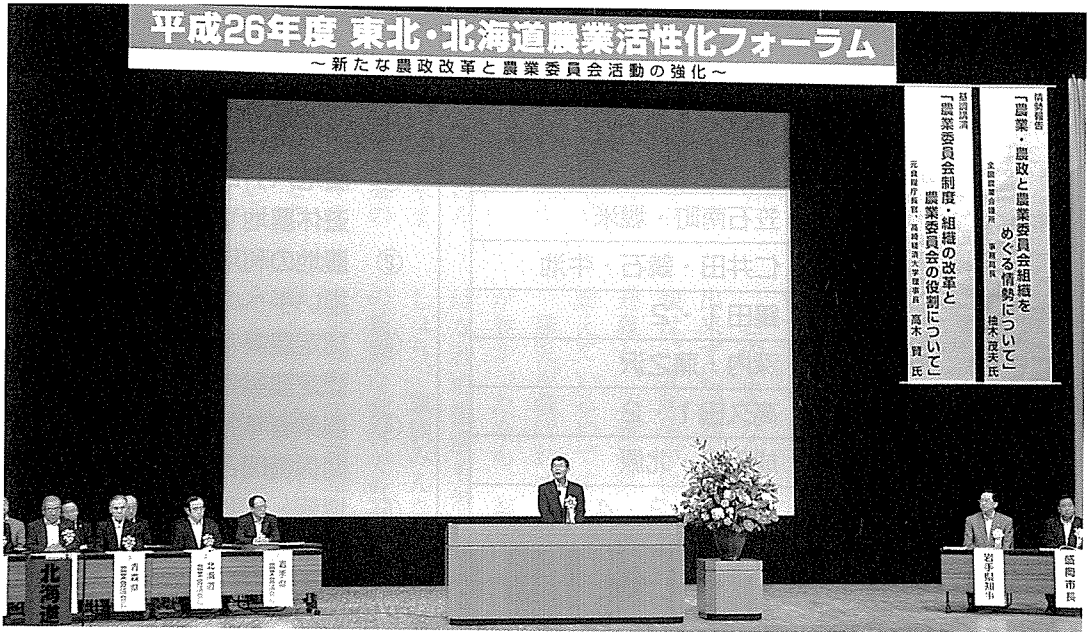
今後も農家の代表者であることを自覚し、会長を中心に地域農業振興のため、微力ながら努力して参る所存ですので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。



東北・北海道農業活性化フォーラム

平成26年度 東北・北海道農業活性化フォーラム

～新たな農政改革と農業委員会活動の強化～



岩手県盛岡市民文化ホールにおいて8月28日、『新たな農政改革と農業委員会活動の強化』をテーマに平成26年度東北・北海道農業活性化フォーラムが

開催されました。会場となった盛岡市民文化ホールには、東北・北海道から千六百人を超える農業委員が集い、情勢報告や基調講演、

農業委員会で取り組んでいる事例発表などが行われました。

初めに全国農業会議所の 柚木茂夫事務局長より、農業・農政と農業委員会組織をめぐる情勢報告がありました。

また、基調講演では、『農業委員会制度・組織の改革と農業委員会の役割について』と題して元食糧庁長官・高崎経済大学理事長の高木賢氏より、現代日本の社会の大きな流れや、これから行われようとしている農業委員会等に関する改革、そして、農業委員会の対応と今後の役割について提案がありました。

【基調講演の要旨】

現代日本の社会は「企業」が経済行動の主たる担い手となり、規制緩和や効率第一の競争至上主義の土壌を作り出し、地域の共同体に代わる強い個体を作り出すことが正しいという意識になってきている。

しかし、地域の生活の分野では地域の共同体の相互扶助機能は不可欠であり、共同体を弱くすることは「社会的不安定というリスク」を増大さ

せることになる。

平成26年6月に、農業委員の選挙・選任方法や委員定数の見直しなどを含む規制改革実施計画が閣議決定された。

閣議決定されたものは変わらないが、これから制度設計される中で、農業は地域を離れては存在出来ないものであることを基本において、「地域農業の振興」を旗印に農業委員の活動をやりやすくするための仕組みを積極的に提案していくことが重要である。

新任農業委員研修会を受けて 委員 小林 政次

去る9月19日、郡山市「ビックパレットふくしま」において、基礎的な知識や農業委員の役割を理解し、農業委員会の運営を円滑にするため、新しい農業委員に対し研修会が行われました。本町からの新任委員5名が参加しました。

研修会では、県農林事務所、農業振興公社、農業会議の各担当者から「農地制度・農地法」「農業経営基盤強化促進法」「農地中間管理事業」「農地パトロール」「農業委員会

制度と農業委員の役割及び活動方向」「農業者年金制度」等について説明を受けました。

一 農地制度とは、
①農地法(農地転用許可制度、農地の権利移動の許可制度等)

②農業経営基盤強化促進法(市町村の基本構想の策定、認定農業者制度、農用地利用集積計画)

③農業振興地域の整備に関する法律(農業振興地域制度)の3つの法律が中心であり、農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地ニーズへの対応を推進するもの。

二 農地中間管理事業とは、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現(農地集積、集約化でコスト削減)を目指すもの。

三 農地パトロールとは、
①農地の効率的な利用対策
②遊休農地の実態把握と解消・発生防止対策

③農地の違反転用防止対策等
に対し、農業委員会系統組織が取り組むもの。

四 農業委員会制度とは、農業委員は、特別職の地方公務

員（地域の農業者の代表）である。

○農業委員の役割とは、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位の向上に寄与するもの。

○主な相談活動とは、

①農地関係

・地域の農地利用の調整

・違反転用の未然防止

・遊休農地の解消・未然防止

・担い手への農地の利用集積

・土地改良区や水利組合等での世話役など

②担い手関係

・認定農業制度と経営改善計画の作成

・複式農業簿記や青色申告などによる経営管理の向上

・農業経営の法人化

・家族経営協定の締結や結婚相談

・農業者年金の加入推進と経営移譲等を推進するもの

五 農業者年金制度とは

①農業者の方なら広く加入できる（国民年金の第1号被

保険者で、年間60日以上農業に従事し、60歳未満の人

②任意加入制（脱退は自由）加入期間にかかわらず将来

年金として支給）

③積立方式・確定拠出型で

少子高齢時代に強い

④保険料の額（月額2万円〜

6万7千円）は、自由に決められる

⑤終身年金である（80歳前になくなられた場合は、死亡一時金がある）

⑥税制上の優遇措置がある（支払った保険料は、全額

社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながる）

⑦農業の担い手には、保険料の国庫補助がある（月額最高1万円

という内容である。

以上のような内容を、4時間

間にわたり幅広く研修を受けました。

しかし、新任者の私たちに

は、初めて聞く言葉もあり、

内容が多岐にわたるため、全

てを理解できたわけではあり

ませんでした。

今後は、初心に帰り、より

研鑽を積み、農業者皆さんの

より良い農業委員として活動

できるように努めていきたいと

思います。皆さんのご指導ご

鞭撻をお願いし、研修の報告

に替えさせていただきます。

国が支える

安心が大きくなる

担い手積立年金

農業者年金

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい

積立方式（確定拠出型）の公的な年金

です。加入して税制などのメリットを受けましょう!!



1. 60歳未満
2. 国民年金第1号被保険者
3. 年間60日以上農業に従事



この3つの条件を満たせば、どなたでも加入できます。

今、女性の新規加入者が大幅に増えています!

農業者年金の特徴

- ① 農業者年金は国が支える公的な年金です!
- ② 積立だから少子高齢化時代に強い
- ③ 保険料の額は自分で設定できます (2万~6万7千円、千円単位)
- ④ 終身年金で80歳までの保証つきです
- ⑤ 税制上の優遇措置があり節税効果が大きい
- ⑥ 他の公的な年金などにはない保険料の国庫補助があります (認定農業者など一定の要件を満たす方)

ちよつと一言

実りの秋! さあ、稲刈りと喜ばしいはずが、重いニュースが飛び込んできました。

J Aが農家から買い取るコメの価格が下がり、県内の農家が厳しい秋を迎えています。平成26年産米の概算金の単価が平成25年産米より2~4割ほど下がりました。豊作予想に加え、コメの需要減と過剰在庫が要因で、農家の収入減は避けられない状況です。

東京電力福島第一原発事故の風評被害も払拭されず、農家の生産意欲の低下が懸念されます。

コメの生産費は統計的には60kg当り11,868円(内労働費3,436円)で、前年比1.6%増となっております。米価が極端に安くなってしまいました。農家の労力が価格に結び付いていません。

「ものはいはずなのに安くなってしまふ。」これではコメ農家は身動きが取れなくなってしまう。

「どうする、」

「これからの農政戦略!」



消費者の声



飛澤トキさん
(笠石)

原発事故以来、生産者の立場は、ますます厳しく、丹精込めて収穫した生産物は総て放射性物質の検査義務が発生しています。

産米については、検査済みの表示があるので納得出来ませんが、その他の果物や野菜の産物については、どのタイミングで、どんな頻度で、どこで検査を受けているかというところでの不安があります。

この時期は、直売所・小売店・スーパー等では旬の美味しい「ブドウ・ナシ」が所狭しと陳列し、販売されています。以前から鏡石産の果物やキュウリは名物として知られおり、美味しさでは定評があります。

これらの商品には、総て生産者の表示があり、責任を

持つて販売しているものと信じてはいますが、まったく不安が無いとは言えず、安全安心だというのは、確かに難しいです。

このような地域での生活が出来ずに、幼な子を抱えた母親は、3年半が経過した今も避難し、二重生活の苦しみも耐えているのです。

震災が無ければ、原発事故が無かったなら、親子で離ればなれの生活も無かったでしょう。家族みんなで、地元の新鮮な食材で食卓を囲み、安定した生活環境に一日でも早く戻れますよう願っています。

今、地域の農家では、後継者不足で高齢化が進み、就労者の殆んどが70〜80才代の高齢者です。若者は外で働き、高齢者が専従者というスタイルが定着しています。

年々、生産物の価格も下落傾向で、そこに原発事故による風評被害が追い討ちをかけ、販売価格も保障されない。このような状況を承知してい

る若者たちに、農業の素晴らしさや喜び等を話したところで理解されません。

専業農家として生計を立てるには、規模拡大をしない限り無理があります。小規模農家では生計が成り立たず作付けを依存しているところもあります。しかし、依存することすら叶わず、休耕地も目立っています。

このように大変な状況の中、高齢者たちは頑張っています。生産者あつての消費者です。

地域一丸となって支援しましょう。



「米の全量全袋検査の実施状況」

鏡石町青年会議所は、町内で農業を営む後継者（青年）で構成され、活動を行っています。

農業青年会議所活動状況



鍋の準備はいいかなあ〜



7月25日、好天の中、会員が集まり「ネギ寄せ」を行いました。ネギは、植え替えることにより柔らかくなり、ネギの伸びた部分に土を寄せることで、白くて甘みのある軟白部分を作っていきます。

このおいしいネギを、11月1・2日、須賀川市アリーナ周辺で行われる「J.Aまつり」で販売しますので是非お買い求め下さい。

きゅうりを作って農業経営の安定強化を

須賀川地域産地支援チーム



J Aすかがわ岩瀬、須賀川市、鏡石町、天栄村、J A全農福島郡山営農事業所、福島県中農林事務所で構成する「須賀川地域産地支援チーム」では、きゅうり栽培を新たに開始する生産者を募集しています。

【夏秋きゅうり栽培をすすめる理由】

◎野菜品目の中では比較的労働時間が多い品目ですが、高い所得が期待できる品目です。
◎「きゅうりん館」の利用により、選別・箱詰め作業を省

岩瀬きゅうりは、昭和41年には「夏秋きゅうり」、平成5年には「冬春きゅうり」として国の指定産地を受け、今日の日本一の産地を築いてきましたが、近年は、高齢化・労力不足などから、栽培を取り止める生産者の方々が増加傾向にあることから、将来にわたって産地を支える新たな担い手の確保に向け、夏秋露地きゅうりの新規栽培を推進しています。



力化することができます。

◎水稲栽培とは労力競合も少なく組み合わせやすい品目です。

◎栽培技術が確立され、また、きゅうりの栽培技術習得のための指導体制が確立されています。

【このように方に夏秋きゅうり栽培をおすすめします】

◎会社などの勤務をお辞めになったり(定年帰農)、お子さんが学校等を卒業して農業労力が増える方
◎現在は水稲中心の経営であるが、今後、園芸品目の拡大を検討されている方
◎家で過去にきゅうりの栽培経験がある方、きゅうり栽培に関心のある方 など

◎農業収入を上げたいと考えたいらっしゃる方

【問い合わせ先】

新たに夏秋きゅうり栽培を希望される方は、最寄りのJ A支店か、J A営農企画指導課(電話72-5238)または、須賀川農業普及所(電話0248-75-2181)までお問い合わせ願います。

ニセアカシア

伐採のお願い

ニセアカシア・あの白い美しい花を咲かせているあの花のことです。

しかし、このニセアカシアですが、近年旺盛な繁殖力によって急速に分布を拡大し、各地で大きな影響を与えるようになってきました。

一つ目は、炭そ病というリングの他、ナシ、モモ、ブドウなど多くの果樹に病原性を示すことが明らかになりました。

発生時期は、春から秋とされ、比較的気温が高く、これから秋雨の時期に発生しやすくなると言われていますが、突如として発生し問題と

なることもあります。

炭そ病が発生し、ひどくなると病斑が拡大、中心部が灰色になり、発生した部分は枯れます。もちろん被害が大きくなると収穫量にも影響がで

二つ目は、ニセアカシアの新芽や根元から伸びた細い枝に鋭いトゲがあり、危険性が指摘されています。

このようなことから、繁殖力が強く、成長が早いニセアカシアですので、大きくなる前の小さいうちに、防除対策として、可能な限り伐採のご協力をお願いします。

(込山一信委員)



農地パトロールによる

監視活動

農業委員会では、農業と農地を守るため、遊休農地の実態把握と解消・発生防止、農地の違反転用防止活動として、9月22日に農地パトロールを実施しました。



遊休農地から仮置場へ(工事進捗状況調査)

農業委員は、担当地区内の農地で、新たな遊休農地や違反転用、廃棄物の不法投棄などを防止するために毎月農地パトロールを実施しております。

す。今回は、今までに解決されていらない箇所や耕作放棄地などのパトロールを行いました。

遊休農地は、農業者の高齢化や担い手不足、使い勝手の悪い場所など年々増加する傾向にあります。

遊休農地とは

- ・現在、耕作目的に利用されておらず、今後も利用される見込みのない土地。
- ・農業上の利用が、その周辺地域の農地利用に比べ著しく劣ると判断できる農地。

遊休農地に関する措置

農地利用状況調査の結果、遊休農地と判断した場合は、「利用意向調査」等を行います。

農地をお持ちの方へのお願い

農地は日本の食糧自給を支える大切な資産です。農地と

して適切に管理されていないと、雑草の繁茂や病害虫の発生による近隣農地への悪影響ばかりでなく、廃棄物の不法投棄や火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられます。農地は一度耕作をやめて数年たてば、原形が分からないほどに荒れてしまい復元するには大変な労力と費用を要します。農地所有者の責任として、除草や樹木の伐採、病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。※今後も農業委員や事務局職員が農地パトロールを行います。その際、農地に立ち入ることもありますのでご理解とご協力をお願いいたします。



遊休農地の状況を地区担当委員が説明

全国農業新聞

「全国農業新聞」を読んでみませんか！
農業者年金及び農業・農村の動き・新経営戦略や営農技術・流通などの情報が満載です。

※購読のお申し込みは、農業委員会事務局まで

農地の売買・貸し借り・転用（農地に住宅や作業場を建てたり、農地を工場・倉庫・駐車場用地に利用する）には許可や届出が必要です。お問い合わせは地区農業委員又は、役場農業委員会事務局へ。

申請は毎月月末が締切りです。

役場農業委員会事務局：電話62-2146

編集後記



農業が天候に左右されるということ、誰もが知っていることだと思われています。それでも最近の気象の変化は、過去に例のない記録破りが多く、予想がつかないというのが実情です。

今年も春の大雪、そして梅雨に入ってから豪雨と長雨など、極端な気象の変化があり、農業は大きな被害を受けました。農家の皆さんには異常気象の極端な場合を一度は予想して、その対策を講ずる必要があるのではないかと思うこの頃です。

さて、今年の七月、農業委員の改選に伴い、広報委員が新たに選任されました。私達は広報「あやめ」の発行により、農業委員会と町民の皆さんとのかけ橋となり、「あやめ」が交流の場となるよう頑張りたいと思いますので、宜しくお願ひ申し上げます。

《広報委員》

- | | |
|-------|-------|
| 林 実 | 藤島 正吉 |
| 小林 政次 | 稲田 孝 |
| 込山 一信 | 根本 武治 |